

住宅用火災警報器を 共同購入してみませんか？

消防法により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから10年以上が経過していますが、未設置の世帯も少なくありません。

また、設置してから10年を経過すると、電池切れや故障などで、火災時に必要な効果を発揮できない可能性がありますので、新しいものへの取替えを推奨しています。

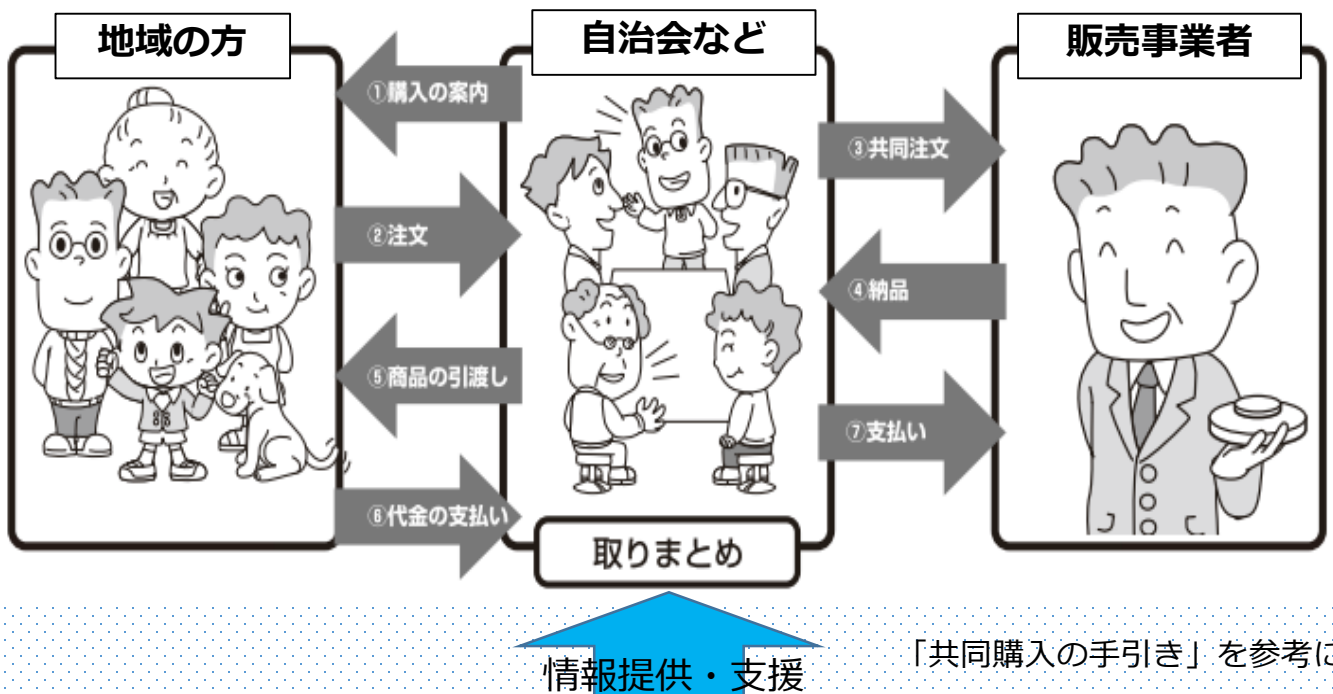
(詳細は裏面)

火災による被害の軽減には、**住宅用火災警報器の設置・交換が不可欠**であり、その取り組みとして、**共同購入をおススメ**します。

【共同購入のメリット】

- ・大量かつ一括購入による価格交渉（市場価格以下での購入の可能性）
- ・個人でそれぞれ購入するよりも、手間が軽減
- ・交換時期も同時期なので交換もスムーズ
- ・悪質な訪問販売の被害の防止
- ・地域の繋がり深まり→**地域の防火・防災体制の強化**

【共同購入の流れ(例)】



消防本部予防課

※消防本部が商品の紹介や販売の仲介等を行うことはありません。

【問い合わせ】新居浜市消防本部予防課

0897-65-1342(直通)

